

# やまぐち森林づくり県民税 実施期間延長のお知らせ

山口県

山口県の県土の7割を占める森林は、水源のかん養をはじめ、土砂災害の防止や快適な生活環境の形成など、多面的な機能を有しており、その働きを通じ、県民の暮らしや産業活動に様々な恩恵をもたらしています。

山口県では、県民共有の財産である森林を、健全な姿で次世代へ引き継ぐため、「やまぐち森林づくり県民税」を活用し、荒廃森林を計画的に整備するとともに、間伐や竹林整備などに取り組むボランティア団体を支援するなど、県民参加の森林づくりを積極的に推進してきました。

第3期実施期間の最終年度である令和元年度に、事業実績を検証した上で、「やまぐち森林づくり推進協議会」や、アンケート調査等により県民の皆様のご意見を伺いながら検討を行った結果、実施期間を5年間延長することとしました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

## ● やまぐち森林づくり県民税の概要

やまぐち森林づくり県民税は、県民税均等割額に一定額を加算して納めていただきます。

納める方	【個人】 県内に住所がある方、県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方 【法人】 県内に事務所、事業所を有する法人等																								
納める額 (加算する額)	【個人】 年額 500円 【法人】 年額 1,000円～40,000円 (県民税均等割額の5%相当額)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>県民税均等割額</th> <th>加算する額</th> <th>納付する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 800,000円</td> <td>40,000円</td> <td>840,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>年額 540,000円</td> <td>27,000円</td> <td>567,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>年額 130,000円</td> <td>6,500円</td> <td>136,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>年額 50,000円</td> <td>2,500円</td> <td>52,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 20,000円</td> <td>1,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	県民税均等割額	加算する額	納付する額	50億円超	年額 800,000円	40,000円	840,000円	10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円	567,000円	1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円	136,500円	1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円	52,500円	1千万円以下	年額 20,000円	1,000円	21,000円
	資本金等の額	県民税均等割額	加算する額	納付する額																					
	50億円超	年額 800,000円	40,000円	840,000円																					
	10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円	567,000円																					
	1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円	136,500円																					
1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円	52,500円																						
1千万円以下	年額 20,000円	1,000円	21,000円																						
実施期間	【個人】 平成17年度分から令和6年度分までの間 【法人】 平成17年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度分																								

## ● やまぐち森林づくり県民税の使途

荒廃した森林や繁茂竹林の整備を継続するとともに、より早期・確実な事業効果の発現に向けた取り組みを実施します。 (アンダーライン) は、令和2年度から新たに拡充する使途

### 森林機能回復対策

- 手入れが行き届かず荒廃し、森林機能の低下したスギ・ヒノキ人工林を整備 (対象森林に応じた間伐率の設定等)

### 繁茂竹林対策

- 繁茂、拡大した竹林の伐採及び再生竹の除去、広葉樹の植栽等により、自然林への回復を誘導

### 地域が育む豊かな森林づくり

- 中山間地域の元気を創出するため、集落周辺の里山を一体的に明るく見通しの良い森林へ誘導する取組を支援
- 地域課題に柔軟に対応できるよう、市町等が独自に取り組む多様な森林整備を支援

### 地域の森林づくり活動の強化

- 地域活動の中核となる指導者の育成・確保
- 市町、団体等が行う森林ボランティア活動や、地域の子ども達などを対象に実施する森林環境教育等に対する支援

### 県民参加の森林づくり

- 森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性、これを支える県民税関連事業の重要性に関する普及啓発活動

## ◆ お問い合わせ先 ◆

税の仕組みに関すること	税の使途に関すること
総務部税務課 TEL 083(933)2277 ホームページ <a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10700/shinrin/shinrin.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10700/shinrin/shinrin.html</a>	農林水産部森林企画課 TEL 083(933)3464 ホームページ <a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17700/kenmin-1/20090202001.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17700/kenmin-1/20090202001.html</a>

# 法人県民税（法人税割）の超過課税 適用期限延長のお知らせ

山 口 県

県税につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、法人県民税の法人税割について超過課税を実施し、昭和51年2月1日から令和3年1月31日の間に終了する事業年度分について適用してきたところです。県財政が依然として厳しい状況にある中で、引き続き社会福祉及び教育・文化・スポーツ施策の充実を図るため、「山口県税賦課徴収条例」の一部改正を行い、さらに5年間（令和8年1月31日まで）超過課税の適用期限を延長しました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

## ● 超過課税の概要

超過税率	令和元年9月30日以前に開始する事業年度：4.0% 令和元年10月1日以後に開始する事業年度：1.8%
適用期限等	令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割
適用要件	次の①から③のいずれかに該当する場合、超過課税が適用されます。 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 保険業法に規定する相互会社 ③ 法人税割の課税標準となる法人税額が年1千万円（仮決算による中間申告の場合は5百万円）を超える法人

※ 適用要件に該当しない場合は、以下の税率（標準税率）が適用されます。

- ・令和元年9月30日以前に開始する事業年度：3.2%
- ・令和元年10月1日以後に開始する事業年度：1.0%

ご不明な点がございましたら、県税事務所又は税務課におたずねください。

## ◆ お問い合わせ先 ◆

名 称	所 在 地	電 話 番 号
岩国県税事務所	〒740-8516 岩国市三笠町1丁目1-1	0827-29-1504
柳井県税事務所	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	0820-23-2121
周南県税事務所	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	0834-33-6416
山口県税事務所	〒753-0064 山口市神田町6-10	083-925-5751
宇部県税事務所	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50	0836-21-2112
下関県税事務所	〒751-0823 下関市貴船町3丁目2-1	083-223-7194
萩県税事務所	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838-25-9874
税 務 課 《ホームページ》	〒753-8501 山口市滝町1-1 <a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10700/index/">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10700/index/</a>	083-933-2277